矢部大矢荘入所契約書

社会福祉法人蘇南会　特別養護老人ホーム矢部大矢荘　施設長（以下甲という）は契約者（以下乙という）との間において次の契約を締結します。

第一章　総則

第１条（目的）

１　甲は介護保険法令の趣旨に従い、乙がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援する事を目的として、乙に対し、居室及び共用施設等を使用させるとともに、第３条及び第４条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

２　甲が乙に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙「サービス利用書」に定めるとおりとします。

３　乙は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第２条　（施設サービス計画の決定・変更）

１　甲は、介護支援専門員に第１条第２項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、乙及び、家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

３　甲は６か月に１回、もしくは乙及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、乙及びその家族等と協議して施設サービス計画を変更し、その内容について乙の確認をするものとします。

第３条　（介護保険給付対象サービス）

甲は、介護保険給付対象サービスとして、当施設において、乙に対して、入浴、排泄
食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練
健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第４条　（介護保険給付対象外のサービス）

甲は、介護保険給付対象外のサービスとして次のサービスを提供します。

山都町外への通院移送サービス

このサービスの利用に係る費用については、山都町を越えた地点から往復の距離に応じて、１ｋｍ当たり20円の費用負担が必要となります。

契約者の希望による外出等の送迎サービス

このサービスの利用に係る費用については、施設から送迎先までの距離に応じて１ｋｍ１００円の費用負担が必要となります。

第５条　（運営規程の遵守）

１　甲は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、乙に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

２　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、甲、乙ともに遵守するものとし、甲がこれを変更する場合は乙に対して事前に説明するものとします。

３ 乙は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章　　料金

第 6 条　　（サービス利用料金の支払い）

１ 乙は、要介護度に応じて第 3 条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の１割を甲に支払うものとします但し、乙が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一たん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払いもどされます。）

２ 第 4 条に定めるサービスについては、乙は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

３ 乙の食事代の自己負担額については、減額がない場合は１日１，７００円、減額がある場合は保険者が決定した減額決定金額を甲に支払うものとします。

４ 居住費（滞在費）については、減額がない場合は多床室１日９１５円、従来型個室１，２３１円とし、減額がある場合は、保険者が決定した減額決定金額を甲に支払うものとします。

５ 前３・４項に定めるサービス利用料金は１か月毎に計算し、乙はこれを翌月１０日までに甲が指定する方法で支払うものとします。

６ １か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

７ 利用料のお支払いについて、ご契約者が支払い不可能な状況にある場合、身元引受人の方に代わってお支払いをしていただきます。身元引受人が市町村長である場合も同様と致します。

第 7 条　　（利用料金の変更）

１ 前条第 1 項に定めるサービス利用料金及び第 3 項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、甲は当該サービス利用料金を変更できるものとします。

２ 前条第 2 項及び第 3 項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、甲は乙に対して、変更を行う日の２か月前までに説明した上で、当該利用料金を相当な額に変更することができます。

３ 乙は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章　　事業者の業務等

第 8 条　（事業者及びサービス事業者の義務）

１ 甲及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、乙の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

２ 甲は乙の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し乙からの聴取・確認のうえサービスを実施するものとします。

３ 甲は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため乙に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

４ 甲及びサービス従事者は、乙または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他乙の行動を制限する行為を行わないも

のとします。

５ 甲は、乙がうけている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

６ 甲は、乙に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを２年間保存し、乙もしくはその代理人の請求に応じて閲覧させるものとします。

第９条　（守秘義務等）

１ 甲は、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た乙またはその家族に関す事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

２ 甲は、乙に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に乙に関する心身等の情報を提供できるものとします。

３ 甲は、第１９条に定める乙の円滑な退所の為の援助を行う場合に、乙に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて乙の同意を得るものとします。

第四章　　契約者の義務

第 10 条　　（契約者の施設利用上の注意業務）

１ 乙は、居室及び共用施設、敷地をその本体の用途に従って、利用するものとします。

２ 乙は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、甲及びサービス従事者が乙の居室内に立ち入り､必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、甲は、乙のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

３ 乙の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には､乙及びその家族等と甲との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 11 条　　（契約者の禁止行為）

乙は当施設内での次の各号に該当する行為は許されません。

一　決められた場所以外での喫煙。

二　サービス従事者また他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

三　その他決められた以外の物の持ち込み。

第五章　　損害賠償（事業者の業務違反）

第 12 条　（損害賠償責任）

１ 甲は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により乙に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘業務に違反した場合も同様とします。
但し、乙に故意または過失が認められる場合には、乙の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２ 甲は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条　　（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

甲は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任をおいません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、甲は損害賠償責任を免れます。

一　乙が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

二　乙が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

三　乙の急激な体調の変化等、甲の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

四　乙が、甲もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第 14 条　（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1　甲は、契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責めに帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、乙に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2　前項の場合には、甲は、乙に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第 6 条第 6 項の規程を準用します。

第六章　契約の終了

第 15 条　（契約の終了事由）

乙は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い甲が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　乙が死亡した場合。

二　要介護認定により乙の心身の状況が自立または要支援と判定された場合、但し、乙が平成 12 年 4 月 1 日以前から施設に入所している場合、本号は平成 17 年 3 月 31 日までは適用されません。

三　甲が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。

四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。

五　ホームが介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

六　第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約または解除された場合。

第 16 条　（契約者からの中途解約等）

1　乙は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には乙は契約終了を希望する日の 7 日前までに甲に通知するものとします。

2　乙は、第 5 条第 3 項、第 7 条第 3 項の場合及び乙が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

3　乙が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、甲が乙の解約の意志を知った日をもって、本契約は解除されたものとします。

4　第 6 条第 6 項の規定は、本条に準用されます。

第 17 条　　（契約者からの契約解除）

乙は、甲もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　甲もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。

二　甲もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合。

三　甲もしくはサービス従事者が故意または過失により乙の身体・財物・信用等を傷つけまたは著しい不信行為、その他本契約を継続したがい重大な事情が認められる場合。

四　他の利用者が乙の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において甲が適切な対応をとらない場合。

第 18 条　　（事業者からの契約解除）

１ 甲は、乙が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　乙が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について､故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。

二　乙による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが６か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも係わらずこれが支払われない場合。

三　乙が、故意または重大な過失により甲またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

四　乙が連続して３か月以上病院または診療所に入院と見込まれる場合もしくは入院した場合。

五　乙が介護老人保健施設に入所した場合、または介護療養型医療施設に入院した場合。

２ 前項の規程による契約終了後、退所までに甲が乙に対して、実施したサービスの利用料金については全額乙の負担とします。

第 19 条　（契約の終了に伴う援助）

1 本契約が終了し、乙が施設を退所する場合には、乙の希望により、甲は乙の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を乙に対して速やかに行うものとします。

一　適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設の紹介

二　居宅介護支援事業所の紹介

三　その他保健医療サービス、または福祉サービス事業所の紹介

第 20 条　（契約者の入院に係る取扱）

１ 乙が病院または、診療所に入院した場合、連続して３ケ月以上入院すると見込まれるときは、契約を一時解除します。但し、退院後の再入所については、他の入所申込みがあっても優先して再入所ができます。その場合、協力医療機関である瀬戸病院と調整を図りながら、乙が退院後円滑に再入所できるものとします。

２ 乙が終末期にあって、乙及びその家族が施設生活を望む場合については、医師の指示のもとに、乙が退院後円滑に再入所できるものとします。

第 21 条　（居室の明け渡し―精算―）

１ 乙は、第 15 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 13 条第 3 項（原状回復の義務）その他の

条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。

2 乙は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合、または前項の義務を履行しない場合には、本来の契約日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を甲に支払うものとします。

3 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額について第 6 条第 6 項を準用します。

第 22 条　（残置物の取引等）

1 乙は、本契約が終了した後、乙の残置物（高価品を除く）がある場合に備えてその取引人（以下残置物引取人という。）を定めることができます。

2 前項の場合、甲は、本契約が終了した後、乙は残置物引取人にその旨連絡するものとします。

3 乙または残置物引取人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、乙または残置物引取人は特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに甲にその旨連絡するものとします。

4 甲は、前項但書きの場合を除いて、乙または残置物引取人が引取に必要な相当な期間がすぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を乙または残置物引取人に引き渡すものとします。

5 甲は、乙が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で乙の残置物を処分できるものとします。その費用については、乙の預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第 23 条　（一時外泊）

1 乙は、甲の同意を得た上で、概ね 1 週間以内の期間で当施設外で宿泊することができます。この場合、乙は宿泊開始日の 5 日前までに甲に届け出るものとします。

2 前項に定める宿泊期間中において、乙は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を甲に支払うものとします。

第七章　　その他

第 24 条（契約当事者の変更）

乙は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、乙の家族等を予め代理人とすることを定めるか、または乙の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

第 25 条（苦情処理）

甲は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 26 条　（身元引受人）

乙は、本契約時に身元引受人を立てるものとします。

1 身元引受人は本契約第１５条・第１６条・第１７条及び第１８条に基づく契約解除のとき、乙の身柄を引き取る責任を負うものとします。

2 身元引受人の住所、または氏名を変更したとき、及び身元引受人が死亡等で変更するときは、その旨速やかに甲に通知するものとします。

第 27 条　（協議事項）

本契約に定められてない事項について問題が生じた場合には、甲は乙と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者（甲）　住所　上益城郡山都町北中島２６８４－２
事業者名　社会福祉法人　蘇南会
介護老人福祉施設　矢部大矢荘
代表者　施設長　瀬戸　美佳　　印

契約者（乙）　住所

氏名　　印

身元引受人　住所

氏名　　印